

平成19年中小企業実態基本調査の概要

1. 調査の目的

近年、企業活動の国際化に伴う国内産業構造の変化、裁量労働制や派遣労働者の活用などにみられる人材調達の多様化、IT技術を活用した物流の効率化、消費者のライフスタイルの多様性に応じた新規事業の創出や業態転換など、中小企業を取り巻く経営環境は大きく変化してきている。

こうした環境変化の中、中小企業の育成及び発展に資する施策を企画・立案する上でも、中小企業全般に共通する事項について、経年変化を追い、業種別・企業規模別に、それぞれの特色、経営上の強み・弱みを初めとする幅広い事項を明らかにしていくことの重要性が従来以上に増してきている。

中小企業庁は、中小企業基本法第10条の規定（定期的に、中小企業の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない。）に基づき、上記のような中小企業を巡る経営環境の変化を踏まえ、中小企業全般に共通する財務情報、経営情報及び設備投資動向等を把握するため、平成16年度から「中小企業実態基本調査」を統計報告調整法に基づく承認統計調査として毎年実施することとしている。

本調査の実施により、中小企業全般の経営等の実態を明らかにし、中小企業施策の企画・立案のための基礎資料を提供するとともに、中小企業関連統計の基本情報を提供するためのデータ収集を行う。

2. 調査の範囲

本調査は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる大分類Eー建設業、Fー製造業、Hー情報通信業、Iー運輸業、Jー卸売・小売業、Lー不動産業、Mー飲食店、宿泊業及びQーサービス業（他に分類されないもの）のうち、別表に掲げる業種及び規模に属する企業（個人企業を含む。以下同じ。）から選定した企業について調査した。

※ 業種の範囲及び企業規模（資本金又は従業員）の範囲については、別表を参照。

3. 調査の期日（調査時点）及び調査期間

本調査は、平成19年9月1日で実施した。

平成18年度決算に基づく実績について報告をお願いした。

4. 調査事項

本調査の調査事項は、以下のとおり。

- (1) 企業の概要（名称及び所在地など）
- (2) 資産及び負債・資本、売上高及び営業費用、設備投資など
- (3) 従業員数
- (4) 取引金融機関
- (5) 委託の状況

- (6) 受注の状況
- (7) 工事の受注（建設業のみ）
- (8) 商品（製品）の仕入先・販売先
- (9) チェーン組織への加盟の状況
- (10) 電子商取引の実施状況

5. 調査方法

本調査は、中小企業庁から調査対象企業へ調査票を郵送で配布し、申告者（調査対象企業）が、自ら調査票に記入し返送する方法で実施した。

本調査は、調査の標本設計、調査名簿作成、調査の実施、審査・集計及び報告書作成等のすべてを包括的に民間に委託して実施した。

6. 標本設計及び抽出方法

(1) 標本数

- ① 本調査は、平成16年事業所・企業統計調査（総務省実施）結果を母集団として標本設計及び標本抽出を行った。
- ② 平成18年9月に中小企業庁が実施した平成18年中小企業実態基本調査の「売上高」を基に、目標精度（標準誤差率）を業種分類（産業大分類）ごとに概ね5%、業種分類・従業者規模区分ごとに概ね8%として標本数を算出した。
業種分類：建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業、不動産業、飲食店・宿泊業、サービス業の9分類
従業者規模区分：法人企業（常用雇用者数5人以下、6～20人、21～50人、51人以上の4区分）、個人企業
- ③ 産業中分類別集計表の精度を確保するため、産業中分類の目標精度を概ね15%とし、あわせて、産業中分類・従業者規模区分の標本数が少なくとも20以上となるよう標本数を算出した。なお、平成17年調査、平成18年調査において産業中分類・従業者規模区分ごとの「売上高」の合計に占める割合が20%以上の標本については、別途層を設け、全数を継続標本（抽出率＝1）とした。
- ④ 産業中分類別及び都道府県別の集計が可能となるように、業種分類・従業者規模区分の各層の標本数は、母集団の各層ごとの産業中分類別・都道府県別構成比に基づいて、産業中分類別・都道府県別の標本数を割り振った。

(2) 二重抽出

- ① 本調査では、記入者負担軽減の観点から、二重抽出の考え方を採用し、調査票甲（基本票）、調査票乙（詳細票）の2種類の調査票を使用した。
- ② 始めに上記（1）により全体の標本数を算出し、次に業種分類・従業者規模区分の目標精度10%で調査票乙の標本数を算出した。
- ③ 調査票甲の標本数は、上記（1）で求めた全体の標本数から、調査票乙の標本数を差し引いた標本の数。
- ④ 調査票乙の標本抽出は、層ごとに抽出された全体の標本（調査対象企業）の中から無作為抽出を行った。

- ⑤ 二重抽出の採用により、調査項目数の多い調査票乙の調査対象企業を必要最小限とした。

(3) 標準誤差率

標準誤差率は、次の式による。

$$\begin{aligned} \text{標準誤差}^2 &= \{ \text{標準偏差}^2 / \text{抽出数} \} \\ &\quad \times \{ (\text{母集団数} - \text{抽出数}) / (\text{母集団数} - 1) \} \end{aligned}$$

$$\text{標準誤差率} = \text{標準誤差} / \text{平均}$$

標準偏差 : 平成18年調査の売上高の標準偏差

平均 : 平成18年調査の売上高の平均

7. 推計方法

推定は、調査結果を基に産業中分類・従業者規模区分の層ごとに以下により行った。

(1) 調査結果に基づく抽出率の設定

① 母集団数は、抽出時の母集団数による。

② 有効回答数及び有効調査票数

$$\text{有効回答数} = \text{有効調査票} + \text{その他の有効回答数}$$

$$\text{有効調査票数} = \text{集計企業数}$$

$$\text{その他の有効回答} = \text{廃業、休業又は対象外等}$$

その他の有効回答は、推計・集計から除外した。

③ 各層（事前の層）の抽出率の計算

$$\text{各層の抽出率} = \text{当該層の有効調査票数} / \text{当該層の母集団数}$$

(2) 個票の拡大推計（事前の層）

個票の拡大推計は、各個票（有効調査票）の標本抽出時の層による。

したがって、調査の結果、産業中分類又は従業者規模区分が移動した場合でも、標本抽出時の産業中分類・従業者規模区分（事前の層）で拡大推計を行った。

$$\text{各個票の拡大推計値} = 1 / \text{当該層の抽出率} \times \text{当該層の個票データ}$$

(3) 個票の比推計（事前の層）

調査票乙（詳細票）の調査項目で、調査票甲（基本票）で調査していない調査項目の推計値は、調査票乙の調査結果（集計結果）を基に、調査票甲の個票単位に推計した。

例えば、調査票甲の商品仕入原価の推計では、調査票乙と調査票甲の共通の調査項目であり、商品仕入原価と関連性の高い売上原価（商品仕入原価の上位項目）を用いて、以下により推計した。

$$\text{甲の商品仕入原価} = \text{乙の商品仕入原価} / \text{乙の売上原価} \times \text{甲の売上原価}$$

(4) 推計値の集計（事後の層）

推計結果の集計は、上記（2）、（3）の推計値を基に以下の区分により行い、その結果を本報告書に掲載した。

- ① 産業別・従業者規模別
- ② 産業中分類別
- ③ 産業別・資本金階級別
- ④ 産業別・売上高階級別

- ⑤ 産業別・設立年別
- ⑥ 都道府県別（1企業あたり平均値）

(5) 平成19年母集団数による推定

- ① 標本平均（1企業あたり）の算出（事後の層）

$$\text{当該層の標本平均} = \text{当該層の推定値} / \text{当該層の拡大企業数}$$

- ② 開廃業率の算出

平成16年事業所・企業統計及び18年事業所・企業統計(速報)を基に中小企業の開廃業率を算出した。

- ③ 平成19年母集団数の算出

平成18年事業所・企業統計(速報)を基に算出した平成18年母集団数に、上記②の開廃業率を基に平成19年母集団数を算出した。

- ④ 新推定値の算出

$$\text{当該層の新推定値} = \text{当該層の平成19年母集団数} \times \text{当該層の標本平均}$$

8. 調査結果の概要

(1) 調査の回答状況

- ① 従業者規模別の回答状況

従業者規模	標本数	回答数	回答率	有効回答数	有効回答率
			(%)		(%)
合計	106,402	55,896	52.5	50,309	47.3
法人企業	83,115	43,187	52.0	40,415	48.6
5人以下	43,540	21,819	50.1	20,147	46.3
6～20人	22,858	12,391	54.2	11,746	51.4
21～50人	7,869	4,368	55.5	4,209	53.5
51人以上	8,848	4,609	52.1	4,313	48.7
個人企業	23,287	12,709	54.6	9,894	42.5

- ② 産業分類別の回答状況

産業分類	標本数	回答数	回答率	有効回答数	有効回答率
			(%)		(%)
合計	106,402	55,896	52.5	50,309	47.3
建設業	2,502	1,443	57.7	1,347	53.8
製造業	13,014	7,507	57.7	6,768	52.0
情報通信業	11,275	4,928	43.7	4,436	39.3
運輸業	18,347	8,789	47.9	8,015	43.7
卸売業	14,899	8,923	59.9	8,380	56.2
小売業	4,893	2,843	58.1	2,582	52.8
不動産業	7,433	3,766	50.7	3,325	44.7
飲食店・宿泊業	2,965	1,392	46.9	1,249	42.1
サービス業	31,074	16,305	52.5	14,207	45.7

(注) 有効回答数には休業、廃業及び対象外等の回答を含む。

(2) 調査結果の評価

① 評価方法

調査結果の評価は、売上高の達成精度（標準誤差率）を基に行った。

なお、売上高の標準誤差率は、次の式により算出した。

$$\text{標準誤差}^2 = \{ \text{標準偏差}^2 / \text{抽出数} \} \\ \times \{ (\text{母集団数} - \text{抽出数}) / (\text{母集団数} - 1) \}$$

$$\text{標準誤差率} = \text{標準誤差} / \text{平均}$$

標準偏差 : 売上高の標準偏差

平均 : 売上高の平均

② 達成精度（標準誤差率）

産業分類	売上高		
	平均(千円)	標準偏差	標準誤差率
建設業	859,766	2,433,438.8	0.0782
製造業	712,531	2,724,356.2	0.0471
情報通信業	459,571	1,843,237.1	0.0570
運輸業	403,753	2,521,591.0	0.0666
卸売業	789,477	3,209,331.2	0.0440
小売業	583,075	2,020,595.1	0.0692
不動産業	751,800	3,081,046.3	0.0721
飲食店・宿泊業	156,831	475,249.2	0.0872
サービス業	244,101	2,149,018.3	0.0748

9. 集計及び結果の公表

(1) 速報

本調査の主要な調査事項について、平成20年3月に「平成19年中小企業実態基本調査速報」としてホームページ上で公表。

(2) 調査報告書（確報）

本調査のすべての調査事項について、「平成19年中小企業実態基本調査報告書」として公表。

(3) ホームページ

本資料を含む本調査に関する情報は、中小企業庁ホームページに掲載している。

URL : <http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/index.htm>

調査の範囲

1 業種の範囲

業種	業種の範囲
建設業	日本標準産業分類に掲げる大分類E－建設業
製造業	日本標準産業分類に掲げる大分類F－製造業
情報通信業	日本標準産業分類に掲げる大分類H－情報通信業
運輸業	日本標準産業分類に掲げる大分類I－運輸業のうち、 中分類43道路旅客運送業、 44道路貨物運送業、 45水運業、 47倉庫業、 48運輸に附帯するサービス業
卸売・小売業	日本標準産業分類に掲げる大分類J－卸売・小売業
不動産業	日本標準産業分類に掲げる大分類L－不動産業
飲食店・宿泊業	日本標準産業分類に掲げる大分類M－飲食店、宿泊業
サービス業	日本標準産業分類に掲げる大分類Q－サービス業（他に分類されないもの）のうち、 中分類80専門サービス業（他に分類されないもの）、 82洗濯・理容・美容・浴場業、 83その他の生活関連サービス業、 84娯楽業、 85廃棄物処理業、 86自動車整備業、 87機械等修理業（別掲を除く）、 88物品賃貸業、 89広告業、 90その他の事業サービス業

2 企業規模の範囲

業種	企業規模の範囲
建設業	資本金3億円以下又は従業者300人以下
製造業	資本金3億円以下又は従業者300人以下
情報通信業	中分類37通信業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 中分類40インターネット付随サービス業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 小分類413新聞業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 小分類414出版業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 上記以外 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下
運輸業	資本金3億円以下又は従業者300人以下
卸売・小売業	中分類49～54の卸売業 : 資本金1億円以下又は従業者100人以下 中分類55～60の小売業 : 資本金5千万円以下又は従業者50人以下
不動産業	小分類693駐車場業 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下 上記以外 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下
飲食店・宿泊業	中分類72宿泊業 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下 上記以外 : 資本金5千万円以下又は従業者50人以下
サービス業	小分類831旅行業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 上記以外 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下